



発行 新潟県
第40号
平成28年5月27日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目次

告示

- 665 知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正 (財政課)
- 666 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 667 土地改良区役員の就任及び退任届 (農地計画課)
- 668 土地改良区役員の就任及び退任届 (農地計画課)
- 669 換地計画の縦覧 (農地整備課)

公告

- 一般競争入札の実施 (情報政策課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課)

選挙管理委員会告示

- 25 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額 (選挙管理委員会)

告示

◎新潟県告示第665号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明(平成13年2月新潟県告示第266号)の一部を次のように改正し、平成28年6月23日から実施する。

平成28年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
(8) 警察本部関係		(8) 警察本部関係	
	証明		証明
1	(略)	1	(略)
~		~	
2		2	
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条第1項又は同法第31条の22の規定による営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法第31条の2、同法第31条の7、同法第31条の12、同法第31条の17若しくは同法第33条の規定による営業の届出又は廃業に関する証明	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法第31条の2、同法第31条の7、同法第31条の12、同法第31条の17若しくは同法第33条の規定による営業の届出又は廃業に関する証明

4 ～ 9	(略)	4 ～ 9	(略)
-------------	-----	-------------	-----

◎新潟県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成28年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ミナミ調剤薬局	上越市名立区名立大町 字家添196-2	育成医療・更生医療	平成28年5月1日
日本調剤 十日町薬局	十日町市春日111	育成医療・更生医療	平成28年5月1日
しなの薬局 関山店	妙高市大字関山 1668番地10	育成医療・更生医療	平成28年5月1日
一の宮調剤薬局	糸魚川市一の宮 1丁目1番43号	育成医療・更生医療	平成28年5月1日

◎新潟県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年5月27日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	長岡市高見町2061番地1	伊丹 嘉昭 (理事長)
〃	〃 下々条2丁目1332番地	小原 健市
〃	〃 黒津町1122番地	反町 精志
〃	〃 新保3丁目4番6号	日山 佐一
〃	〃 亀貝町1835番地	安井 和雄
〃	〃 富島町265番地	渡辺 勉
〃	〃 福島町1626番地	古川 正人
〃	〃 新組町5366番地	小黒 寅雄
〃	〃 大口1113番地	鈴木 正
〃	見附市新潟町1154番地	加藤 久夫
〃	〃 三条市中島乙90番地	高橋 剛
〃	〃 帯織8820番地	猪本 郁夫
〃	見附市三林町甲262番地	河村 則夫
監事	長岡市高見町3586番地	星野 伸一
〃	〃 亀貝町1770番地	川瀬 佐一

〃 見附市傍所町447番地 羽賀 政良
 〃 三条市福島新田乙49番地 上木 次郎
 就任年月日 平成28年5月12日

2 退任

理事 長岡市高見町2061番地1 伊丹 嘉昭
 (理事長)
 〃 〃 下々条2丁目1332番地 小原 健市
 〃 〃 黒津町1489番地 菫澤 了
 〃 〃 亀貝町1835番地 安井 和雄
 〃 〃 富島町265番地 渡辺 勉
 〃 〃 小曾根町1330番地 野村 利夫
 〃 〃 福島町2431番地 遠藤 實
 〃 〃 福島町1360番地 星野 富雄
 〃 〃 大口1113番地 鈴木 正
 〃 見附市葛巻町139番地 坂井 静明
 〃 〃 下鳥町甲35番地 櫻井 政志
 〃 三条市大面484番地 石崎 由起夫
 〃 〃 中島乙90番地 高橋 剛
 監事 長岡市川辺町319番地 吉川 一彦
 〃 〃 亀貝町1770番地 川瀬 佐一
 〃 見附市下関町丙1885番地 石田 新一郎
 〃 三条市帯織1197番地 倉重 幸市
 退任年月日 平成28年5月11日

◎新潟県告示第668号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の吉川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年5月27日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市吉川区福平518番地 弓納持 博
 (理事長)
 〃 〃 〃 顕法寺63番地の2 飯川 茂夫
 〃 〃 〃 片田1000番地 渡邊 幸雄
 〃 〃 〃 代石1008番地2 森口 修一
 〃 〃 〃 河沢652番地 江村 昇
 〃 〃 〃 土尻318番地 内藤 潔
 〃 〃 〃 赤沢1545番地1 水瀬 英俊
 〃 〃 〃 竹直1439番地2 市川 政徳
 〃 〃 〃 長峰100番地17 山寄 均
 〃 〃 〃 石谷108番地1 曾根 侷
 〃 〃 〃 山直海1631番地の1 常山 一雄
 監事 〃 〃 原之町339番地16 山田 良一
 〃 〃 〃 東鳥越570番地 渡邊 芳明
 〃 〃 〃 川崎412番地2 渡邊 義雄
 就任年月日 平成28年5月13日

2 退任

理事 上越市吉川区福平518番地 弓納持 博
 (理事長)
 〃 〃 〃 顕法寺63番地の2 飯川 茂夫
 〃 〃 〃 片田780番地 吉田 茂

〃	〃	〃	河沢652番地	江村 昇
〃	〃	〃	土尻318番地	内藤 潔
〃	〃	〃	下中条1010番地 1	中嶋 正廣
〃	〃	〃	赤沢1545番地 1	水瀬 英俊
〃	〃	〃	竹直1835番地	武田 昇
〃	〃	〃	長峰100番地17	山寄 均
〃	〃	〃	石谷498番地	曾根 一志
〃	〃	〃	山直海1631番地の 1	常山 一雄
監事	〃	〃	原之町339番地16	山田 良一
〃	〃	〃	東鳥越570番地	渡邊 芳明
〃	〃	〃	川崎412番地 2	渡邊 義雄

退任年月日 平成28年 5月12日

◎新潟県告示第669号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、早出川土地改良区から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成28年5月30日から平成28年6月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月27日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
五泉市 早出川土地改良区	菱池 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書の写し	五泉市役所 阿賀野市役所

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その24)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成28年 5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その24)の借上げ

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年9月30日(金)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
- (1) 交付期間 平成28年5月27日(金)から平成28年6月9日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年7月7日(木) 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
- 本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
 - (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成28年5月27日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
 - (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 平成28年6月17日(金) 午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
 - ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
 - (2) 参加資格の確認結果の通知
本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
 - ア 通知日時 平成28年6月24日(金) 午前10時から午後4時まで
 - イ 通知場所 (1)イに定める場所
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法
次のいずれかの方法によること。
 - ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その24)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その24)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be hired:
LAN-System Network Devices
- (2) Time and place of bidding:
10 : 00 a.m. July 7, 2016
Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
- (3) For more information, contact:
Information Management Division
Department of General Affairs and Management
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
〒950-8570

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成28年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人有芽創生機構
- 3 代表者の氏名
石橋 昌子
- 4 主たる事務所の所在地
中魚沼郡津南町大字秋成12300番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の方を対象として、高齢化、人口減少により荒れつつある地域の自然環境を再生、整備する活動を通じて自然環境と生活環境の改善を図り、地域と都会の交流を構築することによる地域の活性化、観光産業の活性化に寄与し、合わせて多数の人々の参加型活動を行うことにより地域と都会の交流機会や子ども達の自然教育の場を提供するとともに、自然環境の改善に努めることで人と自然との調和がとれた社会環境づくりを進めることを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 観光の振興を図る活動
 - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、

専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定める。

なお、平成12年6月新潟県選挙管理委員会告示第38号は廃止する。

平成28年5月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道費 鉄道旅行について 路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について 路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について 路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき1万2,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 1万円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号ア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき1万円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき1万円
 - イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき1万5,000円
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき1万5,000円
 - エ 専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者 1日につき1万5,000円